

平成14年 2月25日制定
 平成19年11月 8日改定
 平成20年 9月11日改定
 平成21年 3月12日改定
 平成21年 5月14日改定
 平成23年 5月12日改定

公認システム監査人認定制度

特定非営利活動法人
 日本システム監査人協会

1. 制度の概要

システム監査の普及と発展を図るため、特定非営利活動法人 日本システム監査人協会(以下、協会という)は、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor)」の資格制度を創設する。

協会は、システム監査技術者試験の合格者である「システム監査技術者」を対象に、一定の継続教育を受けることを条件として「システム監査人補」に認定し協会に登録する。

協会は、「システム監査人補」を対象に、2年以上のシステム監査の実務経験を審査し、「公認システム監査人」に認定し協会に登録する。

「公認システム監査人」および「システム監査人補」認定の有効期間は2年とする。ただし、継続教育の受講などにより認定の更新を行うことができる。

システム監査技術者試験と関連性のある資格の所有者については、特別認定制度により、一定の教育を受けることなどを条件として同様に認定する。

2. 制度の詳細

(1)認定要件

公認システム監査人およびシステム監査人補は、その所有資格に応じて、次のようにそれぞれ認定する。

申請資格 所有資格	公認システム監査人	システム監査人補
システム監査技術者	システム監査人補が、所定の実務経験を示して認定申請することにより、面接の上、審査し、認定する。	「継続教育を受ける旨」の宣誓書をつけて、認定申請することにより、審査し、認定する。
特別認定制度に定める資格の有資格者	システム監査技術者試験合格者に準じて同様に扱う	
備考	公認システム監査人とシステム監査人補の同時申請を認める。	

(2)認定の申請

①システム監査人補の認定を受けようとする者

認定申請書に「今後、継続教育要件を満たす旨」の宣誓書を添えて提出する。

②公認システム監査人の認定を受けようとするシステム監査人補

認定申請書に実務経験を裏付ける小論文(A 4版・2000字程度)を添付して提出し、公認システム監査人となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受ける。

③同時申請

公認システム監査人の認定を受けようとするシステム監査人補でない者は、認定申請書に実務経験に基づく小論文および「今後、継続教育要件を満たす旨」の宣誓書を添付して提出し、公認システム監査人となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受けることができる。同時申請した者は、審査の結果などにより、公認システム監査人もしくはシステム監査人補として認定する。

(3)公認システム監査人の認定審査および面接試験

- ①認定審査は、小論文に基づき公認システム監査人となる実務経験を有していることを審査する。
- ②面接試験は、公認システム監査人となるに必要な資質、倫理規定の理解、実務経験を、複数の試験委員により確認する。

(4)認定の有効期限と更新

- ①公認システム監査人およびシステム監査人補の認定の有効期限は2年とする。
- ②公認システム監査人またはシステム監査人補の認定の更新を受けようとする者は、別途に定める更新に必要な継続教育を受けていることを報告する書類を、2年分まとめて提出しなければならない。
- ③公認システム監査人またはシステム監査人補の認定の更新を受けようとする者は、申請書に一定の継続教育を受けたことを報告する書類を添付して、有効期限満了時に申請しなければならない。
- ④公認システム監査人またはシステム監査人補の認定を受けた後の原資格の失効は、本認定には影響しない。

(5)特別認定制度

システム監査技術者試験の合格者でない者について、特別認定制度を設ける。

①<技術者試験の部分受験が実施された場合の詳細一省略>

②特別認定講習による認定

次の資格取得者は、本協会の認定する特別認定講習において該当する科目を履修し、一定以上の成績を修めることにより、本認定制度においてシステム監査技術者試験の合格者と同様に扱う。

所有資格 科目	情報処理 技術者 A	情報処理 技術者 B	中小企業 診断士	公認会 計士	技術士	I T C	C I S A	主任 審査員
情報システムに 関する知識				○				
システム監査に 関する知識	○	○	○	○	○	○		○
論文およびプレゼ ンテーション		○	○			○	○	

(注1) 情報処理技術者 Aは、システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア(旧制度の特種を含む)および上級システムアドミニストレータをいう。

(注2) 情報処理技術者 Bは、情報セキュリティアドミニストレータをいう。

(注3) I T Cは I Tコーディネータをいう。

(注4) 旧制度の中小企業診断士については商業部門、鉱工業部門を除き、情報部門のみを対象とする。

(注5) 技術士は情報工学部門(旧情報処理部門を含む)のみを対象とする。

(注6) 主任審査員とは、プライバシーマーク主任審査員、I SMS主任審査員をいう。(同審査員、審査員補は含まない。ただし、審査員、審査員補は、他の申請資格がある場合、実務みなし経験として認める。)

③特別認定講習を実施する研修機関

④複数資格の所有による認定

複数の資格を有していることにより、特別認定講習において履修すべき科目のない者は、本認定制度においてシステム監査技術者試験の合格者と同様に取り扱う。

(6)認定の取り消し

公認システム監査人またはシステム監査人補が不適切な行為をした場合は認定の取り消しをすることができる。取り消しを受けた者は通知を受けた日から30日以内に書面をもって不服を申し立てることができる。

以上